

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp 

件名: 【産業医大・タバコ対策メルマガ170502】①タバコフリーサミット(東京)、②法規制に関する報道、③企業の健康づくりセミナー 1011-2018

日付: 2017年5月2日 15:40

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体、各団体のタバコ対策担当者、講演・取材依頼、名刺交換をされた2018名の方へ  
産業医科大学 大和より(不要な方は「不要」とお返事下さい)

★上島弘嗣先生の講演会「喫煙と循環器疾患に関する疫学研究の概観」の最後のお知らせです。  
(5月8日月曜19時から、ステーションホテル小倉4階)

①「タバコフリーサミット2017」厚生労働省、東京都医師会、日本対がん協会主催

日時: 5月27日(土)10時~18時、会場: 東京都医師会館(東京都千代田区神田駿河台2-5-1)

サミット大会長: 尾崎治夫(東京都医師会会長)

パート1: 「第17回全国禁煙推進研究会」

パート2: 「東京の空気が一番、おいしくなる日。」

詳細・申込み: [www.tobaccofreesummit.tokyo](http://www.tobaccofreesummit.tokyo)

問い合わせ: [info@tobaccofreesummit.tokyo](mailto:info@tobaccofreesummit.tokyo)

厚生労働省から担当課長の正林先生、都医師会の尾崎会長をはじめ、錚々たるメンバーです。

今年の世界禁煙デーのメインイベントともいえる講演会。文字通り「サミット」です。私も九州から参加します。

②受動喫煙の法規制に関する報道が続いています。

「タバコ規制に取り組む松沢しげふみを応援する医師・有志の会事務局:千葉」から下記のようにまとめて送って貰いました。

私が毎日新聞(3月24日)に書いたように「議員は国会を特区にして吸ってても良いから、国民の健康を守るために全面禁煙」とする法律を施行して欲しいものです。

■毎日新聞2017/05/01

大臣室=喫煙室? 23カ所中10カ所で可 人事院指針に逆行、政務三役は特別扱い:

<https://mainichi.jp/articles/20170501/ddm/041/010/114000c>

■西日本新聞2017/04/28(厚労省は1日に公表した改正法案原案を報道各社に説明するため記者たちに資料を配った。

その中には「強化賛成」が多数を占めるテレビ局やインターネットの世論調査の結果のほか、

飲食店の原則禁煙を求める新聞社の社説も添えられた)

異論はないはずなのに...受動喫煙の対策が折り合わないワケ:

[https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170428-00010000-qbiz-bus\\_all](https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170428-00010000-qbiz-bus_all)

■Yahoo!2017/04/28(4月27日毎日新聞に「原則禁煙、例外拡大を検討」という記事が出た。

その後塩崎恭久厚労大臣が記事を否定するという一幕があった。)

タバコ対策で「分煙」はどれほど効果があるのか:

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20170430-00070456/>

■フジテレビ2017/04/28

自民党、「加熱式たばこ」議員連盟設立へ:

<http://www.fnn-news.com/news/headlines/articles/CONN00356680.html>

■西日本新聞2017/04/28

【社説】受動喫煙防止 対策の後退は許されない:PDF添付

■読売テレビ2017/04/30(1:08:24~最後まで)

そこまで言って委員会 受動喫煙防止強化策『飲食店全面禁煙』・アルコール規制強化策『飲み放題禁止』しゃべりたいのはどっち?:<https://www.youtube.com/watch?v=HcR55VYIK-c>

v=HcR55VYIK-c

■ビジネスジャーナル2017/04/29

飲食店原則禁煙に反対する「無知」の恐ろしさ...受動喫煙でがんや白血病の発症リスク激増!

[http://biz-journal.jp/2017/04/post\\_18885.html](http://biz-journal.jp/2017/04/post_18885.html)

■CNET Japan2017/04/27(過日報告いたしました添付メールの内容です)

実は7割が禁煙治療に失敗 キュア・アップ、治療アプリxIoTで成功率の向上を:

<https://japan.cnet.com/article/35100417/>

■毎日新聞2017/04/29

<受動喫煙対策>肺がんは禁煙しても減らないは本当か?:

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170429-00000016-mai-soci>

.....

■ネタリカ2017/04/28

分煙じゃ足りない！「タバコを吸った後、近づいてほしくない」割合は：  
<https://netallica.yahoo.co.jp/news/20170428-63222803-sirabee>

■静岡新聞2017/05/01 【社説】受動喫煙 マナー任せでは防げぬ：PDF添付

■BLOGOS2017/05/01 自民党たばこ議員は飲食店のために受動喫煙規制に反対しているのではない：  
<http://blogos.com/article/220884/>

■日経デジタルヘルス2017/05/01

遠隔診療で禁煙治療を 呼気CO濃度を在宅・院外で測定、キュア・アップ：  
[http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/050107410/?n\\_cid=nbptec\\_tecrs](http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/050107410/?n_cid=nbptec_tecrs)

DOW JONES



【社説】受動喫煙防止 対策の後退は許されない

738 語

2017年4月28日

西日本新聞社

NISHIN

日本語

Copyright 2017. 西日本新聞社 All Rights Reserved.

たばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止対策を強化する健康増進法改正に黄信号が点灯している。

法改正に向けて厚生労働省が示した強化案に、自民党内から「厳し過ぎる」と強い反発の声が上がっているためだ。

受動喫煙に起因する肺がんなどの死者は推計で毎年1万5千人に上るといふ。2020年東京五輪を控え、世界最低レベルと酷評される日本の防止対策を強化することは喫煙の課題であるはずだ。

厚生省案では、小中学校や病院は敷地内**禁煙**、大学や官公庁は屋内**禁煙**とする。オフィスや飲食店も屋内**禁煙**が原則だが、喫煙室の設置を認める。小規模なバーやスナックは規制対象外とされた。

これに対し、衆参約280人の自民党国会議員が参加する「たばこ議員連盟」が対案を示した。

学校や病院などにも喫煙室設置を認め、オフィスは規制の対象外とする。飲食店は**禁煙**、分煙、喫煙のいずれかを選んで、表示を義務付けるという。

喫煙室から煙の漏出を防ぐことは極めて難しい。接客する従業員の受動喫煙も避けられない。

このため、バーやオフィスも含め、人が集まる場を完全**禁煙**にすることが世界的な潮流である。

厚生省案ですら国際水準より緩い対策なのだ。そこからさらに後退した議員連盟では、非喫煙者の健康と権利を守ることはできないと言わざるを得ない。

「分煙先進国」を掲げる議員連盟に集うのは喫煙家ばかりではない。背後にはたばこ業界や客離れを懸念する飲食業界の利害も絡む。

規制強化の影響が懸念される業界に対して、配慮や支援を検討する余地はあるだろう。だが、ことは国民の命と健康に関わる問題だ。国際的にも通用する議論が必要である。

安倍晋三首相は1月の施政方針演説で「受動喫煙対策の徹底」を国民に約束した。議員連盟でそれを実現できないことは明らかだ。「受動喫煙対策後進国」の汚名返上へ向けて、ここは首相が指導力を発揮すべき局面ではないが。

文書 NISHIN0020170428ed4s0004j

◎毎日新聞 2017年06月01日 朝刊27面 記事数:1/1 <1/1枚>  
大臣室イコール喫煙室? 23カ所中10カ所で可 人事院指針に逆行 政務三役は特別扱い

## 23カ所中10カ所で可

政府が2020年東京五輪・パラリンピックに向けた受動喫煙対策を進める中、毎日新聞が各省庁の庁舎内の対策を調べたところ、閣僚の執務室23カ所のうち10カ所は、大臣の判断で喫煙できるとする運用になっていた。人事院の指針は可能な限り庁舎内の全面禁煙を求めているが、大臣ら特別職は対象外との解釈で政務三役には対応を甘くしている実態が浮かぶ。【まとめ・山田泰蔵】

安倍内閣の閣僚20人の執務室は、首相官邸を含む14の建物に23カ所ある。各省庁に聞いたところ、内閣府内の6担当相（7室）、財務相、経済産業相、国家公安委員長、長官の執務室は、喫煙可か禁煙かを大臣が判断できるとの回答だった。副大臣、政務官の執務室も同様の扱いだった。実際に大臣が室内でたばこを吸っているかどうかはいずれの省庁も明らかになかった。

それ以外の省庁の大臣執務室

中央省庁などの大臣執務室の喫煙の可否と建物内喫煙所数

○…大臣判断によっては喫煙可  
×…禁煙

	喫煙所	執務室
首相官邸(2室)	あり	×
内閣府(7室)	6	○
復興庁	0	×
総務省	10	×
法務省	1	×
外務省	6	×
財務省	16	×
文部科学省	20	×
厚生労働省	0	×
農林水産省	2	×
経済産業省	0	×
国土交通省	15	×
環境省	0	×
防衛省	77	×
国家公安委員会(警察庁)	5	○
金融庁	4	×

※各省庁などの担当部署へ部の取材に基づく。首相官邸には首相と内閣官房長官の執務室、内閣府には6担当相の執務室がある。首相官邸の喫煙所数は非公表。復興庁、総務省、国交省、国家公安委員会、金融庁などには、ほかに1階ロビーなどに共用喫煙スペースあり

# 大臣室=喫煙室?

## 人事院指針に逆行

は、他の部屋と同様に禁煙としていた。国土交通省は「政務三役の1人に喫煙習慣があるが、共用の喫煙スペースで吸っている」（福利厚生課）。外務省は13年秋に執務室横に喫煙所を設けたが、今は使っていないという。

中央省庁の対策の基礎になっているのは、03年の健康増進法改正で公共の場での受動喫煙対策が明記されたのを受けて人事院が同年に策定した「職場における喫煙対策に関する指針」。基本的考え方には「庁舎内では、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体策を講じ、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める」とある。

だが、人事院は一般職国家公務員の人事管理を担当するとの位置付けのため、指針も政務三役を想定していない。「大臣執務室を禁煙にしなくても指針には反しない」というのが人事院の解釈だ。ただし、厚生労働省が今国会で成立を目指している健康増進法改正案は、官公庁は執務室も含め

### 政務三役は特別扱い

内全面禁煙で、喫煙所も屋外しか認めていない。これを現状でクリアしている省庁は同じ建物に入る厚労、環境両省だけで、法改正されれば早急な対策が求められる。日本禁煙学会の作田学理事長は「政務三役は上司として率先して受動喫煙防止に取り組む必要がある。執務室を喫煙可にするなど、本人だけの問題ではなく、出入りする職員らが受動喫煙の被害にさらされる。たばこのない五輪を目指す姿勢を政府全体で示すべし」と指摘する。

# 社説

<2017.5.1>

## 受動喫煙

### マナー任せでは防げぬ

国民の健康は第一に考えるべき事柄である。ところが、受動喫煙の防止強化を打ち出した政府の健康増進法改正案に対して自民党が抵抗し、国会提出に踏み切れない状態が続いている。

厚生労働省は学校や病院を敷地内禁煙とするほか、ホテルや飲食店なども喫煙室設置による分煙を認めた上で原則禁煙とし、小規模のバーやスナックは例外とする改正案骨子を公表した。

これに対して自民党の衆参両会議員280人が加わる「たばこ議員連盟」が飲食店の客離れ、たばこの販売減など業界への影響があるとして「マナーで対応すべき問題」などと反発。飲食店が禁煙、分煙、喫煙の選択をした上で、その表示を義務付けるなどとする対策をまとめる事態になっている。

喫煙は個人の嗜好の問題ではあるものの、たばこを吸わない大人や幼児、子どもをたばこの煙にさらすことは至悪であり、到底許されないのは当然である。マナー任せで徹底できるはずはない。国民の健康よりも業界利益を優先するのは一部利益代表の固執依然とした姿勢であり、国民の理解は得られないだろう。

たばこの煙には有害な化学物質が含まれ、肺がんや心臓病などの原因になる。厚生省の推計で、他人のたばこの煙を吸われる受動喫煙が原因とみられる国内の推計死者数が年間約1万5千人に及ぶという事実が重い。日本が批准している世界保健機関(WHO)のたばこ規制枠組み条約は加盟国に国内の全面禁煙を求め、法律で定めている国は約50カ国ある。日本は受動喫煙防止が努力義務にとどま

り世界基準レベルと判定されている。さらに、国際オリンピック委員会(IOC)も「たばこのない五輪」を掲げ、近年開催した中国、英国、ブラジルなどは罰則付きの法規制を導入した。3年後の東京開催が分煙段階のままでは先進国として世界に恥をさらし、あきられかねない。

厚生労働省は昨年、現行案よりも厳しい案を示したが、反対の声を受けて例外を設けた経緯がある。このため徹底を欠くとの指摘もあり、分煙を認める場合に喫煙室から煙が流れない万全の対策や、バーやスナックでもたばこを吸わない従業員や客の健康を守るのか課題が残る。例外の対策についても規模の設定の仕方によっては拡大する恐れもある。

多くの人が集まる公共施設や飲食店などでの喫煙に対する規制を強化するとともに、喫煙者も一人一人が自らから非喫煙者への配慮を優先する強い自覚を持ちたい。



©静岡新聞社 無断複製転載を禁じます

③第3回 企業の健康づくりセミナーのお知らせ  
国においても、企業における健康づくりに禁煙は欠かせません。  
【企業健康担当者対象】企業における健康づくりの推進に関する資料

【正業医療担当各対家1インターネットセッションの案内】をご案内します。

@@@@以下、引用@@@@

セミナー名称：第3回 企業の健康づくりセミナー

日時：平成29年5月16日（火）13:30～16:00

会場：本会場 ファイザー株式会社 18F Ovalホール 東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル ◆◆:03-5309-7000

サテライト会場：全国5ヶ所へライブ配信（会場は下記を参照ください）

プログラム：

セッション1) 次年度のデータヘルス計画策定のために

株式会社 ミナケア 代表取締役 医師 山本 雄士 先生

セッション2) 遠隔診療を用いた企業における医療資源提供 - 遠隔禁煙治療、産業医面談 -

新六本木クリニック 院長 来田 誠 先生

特別講演) 健康経営実現のためのコラボヘルスの実践

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 講師 永田 智久 先生

パネルディスカッション) 上記演者の3名によるQ&Aと討議

モデレーター MSD健康保険組合 常務理事 永野行洋 様

\*本セミナーは、ファイザー本社（新宿）と、全国5か所の事業所（札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡）にてライブ配信をご覧いただけます。

\*近日中に、事前参加申し込みサイトのご案内をさせていただきます。

\*各会場の席数に限りがありますので、すでにファイザー宛に参加希望をされている方を含め、システムにて事前参加申し込みをお願いします。

\*全国6か所のライブ会場の他、個人でインターネット経由でご覧いただけます。いずれも場合も、システムにて事前参加申し込みをお願いします。

\*ご記入いただいた個人情報は、本セミナーへの参加申し込みのためにのみに利用致します。

\*参加費、視聴料は無料です。

サテライト会場：

札幌事業所 〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45ビル 8階

仙台事業所 〒980-6118 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER(アエル)ビル 18階

名古屋事業所 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2丁目5番12号 パシフィックスクエア名古屋錦 6階

大阪事業所 〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天1-2-1 オーク1番街ビル 5階

福岡事業所 〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町10-10 呉服町ビジネスセンター 3階



第3回

企業の健康...案内状.pdf

@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、

直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、

ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、

直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、

ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

